

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8月28日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 育生
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	03 - 6226 - 4400 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 佐藤 憲治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	03 - 6226 - 4400 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 佐藤 憲治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年8月23日開催の取締役会決議において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社の寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割により分社化し、新たに設立する株式会社東京小僧寿しに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ．新設分割の目的

当社グループでは今期の政策の柱として直営の優良店の営業権販売、また社員独立という形で優良フランチャイジーの育成を進めております。将来的には加盟店比率を7割以上に拡大し加盟店サポート主体の本部体制を構築することで、安定したロイヤリティー収入を得るとともに店舗や本部の管理コストを削減してまいります。

この計画の一環として直営店舗の営業機能の分社独立を行います。分社した新設会社では、店舗マネジメント強化や顧客満足度向上に特化することで、売上を含めた店舗価値の向上を図り上記の優良フランチャイジーへの転換を促進いたします。また、営業機能の分割後の当社では加盟店サポート体制への切り替えを進めてまいります。

ロ．新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。なお、本分割につきましては、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

ハ．新設分割に係る割当ての内容

新設会社は普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

ニ．その他の新設分割計画の内容

(1) 新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会	平成25年8月23日
承継会社設立年月日	平成25年10月1日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成25年10月1日（予定）

(2) その他の内容

当社が平成25年8月23日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書の通りであります。

ホ．新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、新設会社が本件分割に際して発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、新設会社の資本金等を考慮し、上記株式数を当社に交付することが相当であるとの判断に基づき、当社が決定したものであります。

ヘ．新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社東京小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都中央区築地三丁目9番9号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 木村 育生
(4) 資本金の額	10,000,000円
(5) 純資産の額	10,000,000円
(6) 総資産の額	10,000,000円
(7) 事業内容	持ち帰り寿し事業

新設分割計画書

株式会社小僧寿し（以下「当社」という。）は、当社が寿し直営事業のうち店舗運営業務に係る事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社東京小僧寿し（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本分割）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本事業の権利義務等を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的：後述の「定款」第2条に記載しております
 - (2) 商号：株式会社東京小僧寿し
 - (3) 本店の所在地：東京都中央区
 - (4) 発行可能株式総数：1,000株
2. 新設会社の本店所在地は東京都中央区築地三丁目9番9号とする
3. 前項に掲げるもののほか、新設会社の定款で定める事項は、後述の「定款」に記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役：木村育生、島村忠司、内藤浩貴、坂上武司、前田俊二、佐藤憲治
- (2) 設立時監査役：楨村正美

第4条（新設会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項）

1. 新設会社は、本分割に際して後述の「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。
2. 前項の規定により新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとする。
但し、当社と新設会社間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第5条（新設会社が本分割に際して交付する株式）

新設会社は、本分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務に代えて、当社に対し交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。なお、その他資本剰余金の額は、会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から、下記資本金及び資本準備金の合計額を減じて得た額とする。

- (1) 資本金の額：10,000,000円
- (2) 資本準備金の額：0円

第7条（分割期日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、平成25年10月1日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（簡易分割）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項の株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第9条（競業禁止義務）

当社は、新設会社の成立の日後においても、本件事業について法令（会社法第21条を含む）によるか否かを問わず、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（事情変更）

本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。

第11条（その他の事項）

本計画に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

平成25年8月23日

東京都中央区築地三丁目9番9号
株式会社小僧寿し
代表取締役社長 木村 育生

株式会社東京小僧寿し定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東京小僧寿しと称し、英文ではTokyo Kozosushi Co., LTD. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 寿司、弁当、惣菜の製造及び販売
2. 和菓子、洋菓子、麺類、乳製品、パン、インスタント食品、飲料水の製造及び販売
3. レストラン並びに音楽歌唱施設の経営
4. 酒類の販売
5. 通信販売業
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱は、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する
定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集手続)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。
- 3) 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を有する株主全員の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第14条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第18条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 3) 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2) 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第24条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役

(監査役の数)

第28条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第29条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2) 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

2) 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(設立の方法)

第36条 当社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第37条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成25年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則の排除)

第39条 本附則は、最初の定時株主総会の終結をもって削除する。

承継権利義務明細表

新設会社が、平成25年10月1日を効力発生日とする会社分割により、当社から承継する資産、債務・負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成25年6月30日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

流動資産

現金及び預金	10,000,000円
--------	-------------

2. 承継する債務

新設会社は本事業に関する負債を承継しない。

3. 承継する雇用契約

本事業に主として従事する従業員（派遣社員等は含まない）との間の雇用契約は承継される。ただし、新設会社の成立の日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

4. その他の権利義務

(1) 知的財産等

知的財産は承継しないものとし、そのうち新設会社が本事業に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

(2) 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、当社が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上